

議会基本条例が泣く明石市議会

露骨な「多数派による議論封じ込め」圧力

議会基本条例を施行してから3年目の明石市議会で、議会基本条例に基づいた「市民参加を推進する開かれた議会」や「議員相互の自由な討議」を求める市民の請願を、ことごとく不採択にしたり、請願に賛成する議員や会派に対し多数会派が自由な議論を封じ込める露骨な圧力をかけるなど、前代未聞の動きが続いています。

市民自治あかしは、議会基本条例施行1年後の昨年(2015年)春に改選された新しい市議会に条例を遵守した議会運営を行うよう、今年9月議会まで6回の定例会に請願書を連続して提出してきました。請願審査の過程で、請願に反対する議員の発言からは「議員相互の自由な討議」を見直すことや「市民に対する説明責任と意見交換の場である議会報告会」を縮小、棚上げにする考え方なども飛び出しました。

実際、議会改革を進めるための議会活性化推進委員会等の議論からはこの1年余り、明らかに議会改革を後退させ、議会基本条例の後ろ向き改正、あるいは実質的な運用解釈で議会改革を後退させる発言が少なくありません。

このような議会の現状を市民としてどう受け止めるか、市民が求める議会改革を進める課題について報告し、広く意見交換するために「議会改革を求める連続請願行動の中間報告会」を下記の通り開催します。

議会改革を求める連続請願行動の中間報告会

と き 2017年1月21日(土) 午後1時30分～4時30分

ところ 明石市立勤労福祉会館 2階 第1講習室

明石市議会の異常さは、今年5月発足した会派「未来市民」(6議員)を議会内の会派代表者会から締め出していることにも象徴的に表われています。「会派代表者会」は、条例や規則に定められた機関ではありませんが、3名以上の議員を擁する会派の代表者で構成し、特別職の人事案件や正副議長選出など議会内の重要な意思決定を実質的に行っています。議長が招集し、議会に関する重要決定を実質的に行っているにもかかわらず、条例や規則に定める機関でないことを理由に公開すべき会議から除外されています。

未来市民会派によると、会派発足早々、同会派には会議の招集が行われず、会議への出席を拒まれました。議長に対して「招集しなかった理由」や「出席を拒んだ処分理由」の説明を文書で求めたが拒否され、その後も招集要求や招集しない理由を求め続けたことに対しても無視されたままでした。

同会派のうち5名の議員はその後「市民に選ばれた議員としての活動の機会を奪われた」ことを理由に民事訴訟を提訴していますが、未だに6名の会派を代表者会から締め出したままです。

同会派の議員は、議会改革の推進を求める請願に概ね賛成してきた経緯があり、会派結成の動機も「議会基本条例にもとづく議会改革の推進」を共有課題にしています。代表者会や全員協議会の公開、委員会のネット中継等も主張していますが、それらに反対する多数会派との確執が背景にあります。

中間報告会では、こうした議会内の状況を共有するとともに、「議会改革市民100人委員会」の結成や「議会ツアー」への参加も呼び掛ける予定です。

明石市役所本庁舎の建て替え計画の情報開示と市民参画

市民自治あかしの9月市議会請願書の「不採択」と、異様な反対討論について

請願者「市民自治あかし」から反論

明石市はかねてから、市役所本庁舎の「老朽化」と「耐震性」等を理由に同庁舎の建て替えについて検討を進め、2016年度末をめどに「市役所庁舎の建て替えに向けた一定の方向性」を提示するとしてきました。

市役所本庁舎の建て替えには120～130億円程度の費用がかかるとされており、庁舎の移転には議会の3分の2の賛成が必要とする重要な計画ですが、市はこれまで建て替えの必要性や耐震補強・改修工事案の可能性に関する検討資料等も含め、検討資料や考え方について市民に何らの説明も検討資料の開示も行ってきませんでした。（12月9日の市議会特別委員会で「市役所新庁舎建設基本構想」素案が報告された）

市政の重要施策については、計画案がまとまる前に、その検討段階から市民に情報を開示し、市民の意見を聴くプロセスを踏むことが、自治基本条例に定めた「市政への市民参画」「情報の共有」の原則だったはずで、議会における質疑では、しばしば本庁舎の移転も含めて議論されているにもかかわらず、その具体的資料が開示されないまま「耐震補強による改修は不可」「現在地か移転による建て替え」等の方向が、あたかも既成事実のように進んでいるように見えます。

このような状況から、市民自治あかしは9月定例市議会に対して「市庁舎建て替え計画の情報開示と市民参画を求める請願書」を提出しました。

請願書は付託されたまちづくり推進特別委員会で9月26日、賛成少数で不採択とされ、同28日に開かれた本会議で採択賛成6（未来市民）の賛成少数で不採択とされました。

「市庁舎建て替え計画に関する検討情報を、市民に明らかにするよう働きかけてください」という、市民としては当然至極の請願が、どのようにして採択されなかったのか。だが、どのように反対したのか。

特別委員会での審査では、質疑を行ったのは共産党の辻本達也議員一人だけで、請願書の紹介議員になった会派の2議員が賛成したのを除き、他の議員は辻本議員の発言に同調する発言をただけで反対の意思表示をしました。本会議では、紹介議員会派の永井俊作議員が採択賛成の討論を行い、上記辻本議員が反対討論を行ったうえで、他の会派の議員は発言のないまま未来市民会派議員6名の賛成だけで、不採択とされました。

請願に反対する議員と会派を代表する形で質疑や反対討論を行った辻本議員の主張は、市民自治あかしのHPにアップしている議事録と「請願人からの反論」をお読みいただいて、その問題点と妥当性を吟味していただきたいのですが、ここでは以下に3つの問題点を指摘しておきます。

第1には、本庁舎建て替えという市政の重要課題について、その問題点やあり方の議論を市民と共有しようとし、ない議会多数派議員の姿勢です。庁舎の耐震性などは大きな課題ですが、議会にも耐震補強工事に関する比較検討資料は開示されないまま、状況は建て替えの方向に傾いています。巨額の費用を将来世代にツケ回すことになる大型事業への議会の関わり方に、市民は首をかしげざるを得ません。

第2は、市民が議会に提出した請願は「もう一つの政策提言」として受けとめると議会基本条例に明記しながら、このような議場での一方的な議論で請願を圧殺することです。

第3は、市民が反論し得ない議会の場で、一方的に請願書と請願人に対する誹謗中傷を行う、議会審議のあり方です。

議会基本条例を施行して3年目の明石市議会では、このような請願に対する展開が行われたことは極めて残念です。市民と議会および議員が対等の立場で、真摯に議論を重ね、市民と議会の意見交換が率直に行われ、市民参画と開かれた議会が実現するように、さらに活動を続けていきたいと考えています。

市民自治あかしのHPに、上記の請願に関する委員会審議の傍聴記録や傍聴のコメント、本会議における反対討論の要旨と請願者からの反論書がアップされています。ぜひ、ご覧下さい。

市民自治あかし <http://shiminjichi-akashi.net/> （「市民自治あかし」で検索してもOKです）